

保健・衛生班の業務

1	トイレ	2
2	ごみ	3
3	生活用水	4
4	衛生管理	5
4-1	手洗い	
4-2	食器・洗面道具	6
4-3	清掃	
4-4	洗濯	
4-5	風呂	7
5	医療救護	8
6	健康管理	9
7	こころのケア対策	10
8	ペット	11
8-1	ペットの受入れ	
8-2	飼い主(飼養者)の会の設立・運営	12

プライバシーの保護

業務で知りえた個人情報、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

保健・衛生班の業務 1	実施 時期	初動期
トイレ		展開期～

(1) トイレの確保、設置

- 災害時のトイレ対策（資料集 p. 14～）を参考にトイレを確認する。
→確認の結果、使用しないと決めたトイレは、貼り紙などで使用禁止を表示する。
- トイレの数が足りない場合は、災害用トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレなど）を食料・物資班に依頼する。
- 避難所運営のために必要な部屋・場所（資料集 p. 2～）や災害時のトイレ対策（資料集 p. 14～）を参考に、総務班、要配慮者支援班、施設管理班と連携し、災害用トイレの数や設置場所を決める。
- 災害用トイレが搬送されたら、所定の場所に設置する。

(2) トイレの防疫、衛生、清掃

- 災害時のトイレ対策（資料集 p. 14～）を参考に、トイレトペーパーや消毒液など、トイレの消毒、殺菌対策に必要な物資を把握し、足りない分は食料・物資班に依頼する。
- トイレを使うときの注意（資料集 p. 17、18）を、施設内すべてのトイレに掲示するなどして、避難所を利用する人に知らせる。
- 避難所利用者によるトイレの清掃が定着するまで、1日に数回見回りを行い、必要に応じて清掃を行う。

(3) トイレの清掃

- 避難所利用者のグループごとに当番を決め、毎日交替で行う。
- 清掃の時間は予め決めておき、時間になったら放送などで伝える。
- 定期的な清掃時間以外にも、必要に応じて清掃を行う。
- 清掃当番となったグループに、トイレの清掃当番がやること（資料集 p. 19）を渡し、毎回清掃の際に通う実施してもらう。
- できるだけ早めに、災害対策本部（衛生班）に汲み取りを要請する。

保健・衛生班の業務 2	実施 時期	初動期
ごみ		展開期～

(1) ごみ集積所の設置

- 総務班、施設管理班と連携し、施設の敷地内にごみ集積所を決める。学校関係者がいれば、プール更衣室前スペースの活用を依頼する。上記が不可であれば防災倉庫横屋外スペースに設定する。
- ごみ集積所では、地域の規定に従い、分別の種類ごとに置き場を決めて表示する。
- ごみ集積所の場所やごみの分別方法は、**避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p. 12)**を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。

＜ごみ集積所の選定＞

- ・避難所利用者が生活する場所から離れた場所（ににおいに注意）
- ・直射日光が当たりにくく、屋根のある場所
- ・清掃車が出入りしやすい場所

＜他のごみと分け、取扱いに注意するもの＞

- ・危険物（カセットボンベなど）
- ・トイレから出たごみ（衛生上注意）

(2) ごみの収集、分別

- 避難所利用者のグループごとにごみ袋を配布し、市のごみ処理のルールに合わせて分別してもらう。
- 各世帯から出たごみは、避難所利用者のグループごとにごみ集積場に運んでもらい、分別して所定の場所に置いてもらう。
- ごみ袋などが不足したら、食料・物資班に依頼する。

(3) ごみの処理

- 可燃ごみは、原則として避難所内では燃やさない。
- ごみの収集は、避難所派遣職員を通じて災害対策本部（清掃班）に要請する。

保健・衛生班の業務 3	実施 時期	展開期～
生活用水		

(1) 生活用水の確保

- ☐ 避難所で使う水は、用途に応じて明確に区分する。
- ☐ 飲料水が不足する場合は、食料・物資班に依頼する。(飲料水は食料・物資班が保管・管理する。)
- ☐ 飲料水が安定的に供給できるようになったら、手洗い、洗顔、洗髪、洗濯などに使う生活用水やトイレ用の水を確保するため、災害対策本部(衛生班)に給水車などを要請する。

＜水の用途別区分＞

用途	飲料水	給水車の水	ろ水器などでろ過した水	プールや河川の水
飲料、調理	○	○	×	×
手洗い、洗顔、 歯磨き、食器洗い	○	○	×	×
風呂、洗濯	使用しない	○	○	×
トイレ※	使用しない	○	○	○

※下水道の破損可能性がある場合は原則使用しない。マンホールトイレは表のとおりとする。

(2) 生活用水の管理

- ☐ 水はふた付きの清潔なポリ容器に入れるか、ポリ容器に清潔なビニル袋を入れて入口を閉じるなど、清潔に保管するよう注意する。
- ☐ 給水車からの給水を受けた場合、飲料水用のポリ容器等には「飲用」と「給水日」を表示し、当日または翌日中に使用する。
- ☐ 飲用できない水を入れたポリ容器等には「飲用不可」と表示する。



(3) 排水の処理

- ☐ 炊き出し、洗濯、風呂、シャワーなど水を使用する設備は、総務班や施設管理班と連携し、浄化槽や下水道などの排水処理設備に流せる場所に設置できるよう検討する。
- ☐ 炊き出し、洗濯、風呂、シャワーなどで使用した水は、垂れ流しにすると悪臭や害虫の発生など、生活環境の悪化につながるため、浄化槽や下水道など排水処理設備に流すようにする。

保健・衛生班の業務 4－1	実施 時期	展開期～
衛生管理（手洗い）		

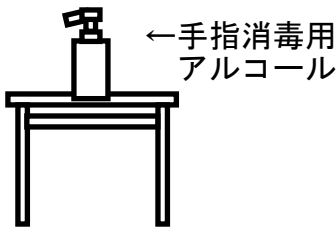
（１）手洗いの徹底

- 感染症対策や衛生確保のため、**トイレの後や食事の前は手洗いや手指の消毒をしましょう（リーフレット集 p. 8）**を各所に掲示し、流水と石鹼での手洗いを徹底する。
- 食品を取り扱う人は、取り扱う前に必ず手を洗った上で、手指消毒用アルコールで消毒する。

（２）手洗いのための水が確保できない場合

- 生活用水を確保し手洗い場を設置するまでの間は、手指消毒用アルコールなどの消毒液を活用する。
※G-Ⅱは次亜塩素酸ナトリウムであり、手指消毒にも使用できるが、ノロウイルスにも効果があるので、吐物処理やトイレ消毒に優先的に使用する。（アルコールはノロウイルスには効果が無い）
- 手洗い場やトイレ、各部屋の出入口などに手指消毒用アルコールなどの消毒液を設置する。
- 消毒液は定期的に取り替え、不足したら、食料・物資班に依頼する。

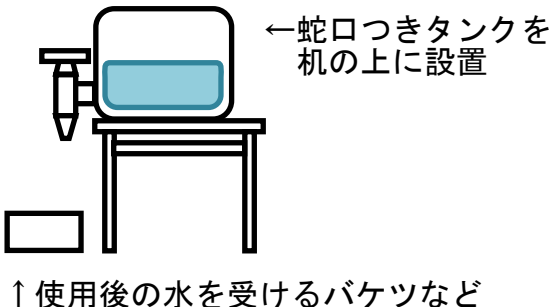
トイ
レの
後と
食
事
の
前
は
手
洗
い
！



（３）手洗い場の設置

- 生活用水が確保できたら、蛇口のあるタンクに水を入れた簡易の手洗い場を設置する。
- 浄化槽や下水管が使用できる場合は、排水を浄化槽や下水に流す。
- 感染症予防のため、タオルの共用は禁止する。

トイ
レの
後と
食
事
の
前
は
手
洗
い
！



保健・衛生班の業務 4－2	実施 時期	展開期～
衛生管理（食器・洗面道具）		
☐ 食器はできるだけ使い捨てとし、共有しない。 ☐ 使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用するなど工夫する。 ☐ 食器を再利用するときは、各人の責任で行う。 ☐ 洗面道具（くし、剃刀、歯ブラシ、タオルなど）は共有しない。 ☐ 不足するものがあれば、食料・物資班に依頼する。		

保健・衛生班の業務 4－3	実施 時期	展開期～
衛生管理（清掃）		
☐ 部屋の清掃は、その部屋を利用している避難所利用者のグループごとに週1回以上行ってもらう。 ☐ 共有スペースの清掃は、避難所利用者のグループごとに当番を決め、定期的に行ってもらう。		

保健・衛生班の業務 4－4	実施 時期	展開期～
衛生管理（洗濯）		
□ 生活用水が確保できるようになったら、総務班、施設管理班と連携し、洗濯場・物干し場を決める。（候補地はプール更衣室前庇）洗濯場・物干し場は、必要に応じて男女別に分けるなど配慮する。 □ 食料・物資班に洗濯機や物干し場で使う資材を調達するよう依頼する。 □ 洗濯場、物干し場の利用のルールを決め、避難所利用者の事情に配慮した広報の例（資料集 p. 12）を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。		

保健・衛生班の業務 4－5	実施 時期	展開期～
衛生管理（風呂）		

（１）周辺施設の情報収集・提供

□ 連絡・広報班と連携して、公衆浴場や宿泊施設の開店情報などを入手し、**避難所利用者の事情に配慮した広報の例（資料集 p. 12）**を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に伝わるようにする。

（２）仮設風呂、仮設シャワー

□ 仮設風呂や仮設シャワーが利用できる場合は、浴槽水の交換や消毒方法について災害対策本部（衛生班）や保健所と協議する。
※防災倉庫や小学校備蓄に仮設シャワー等はない。
※ドライシャンプーが備蓄倉庫（新舞子）に備蓄されている。

□ 仮設風呂や仮設シャワーは、少なくとも一週間に２回は入浴できるように、利用計画を作成する。

＜風呂・シャワーの利用計画＞

- ・利用時間は男女別に、避難所利用者のグループ単位で決める。
- ・利用時間の一覧表を作成して情報掲示板に掲示するとともに、総務班と連携し、利用時間ごとの入浴券を発行する。
- ・利用希望者が多い時期は１人あたりの利用時間を１５分から２０分程度、利用希望者が落ち着いてきたら３０分程度に延長するなど対応する。
- ・アトピー性皮膚炎など、入浴やシャワーで清潔に保つことが必要な人の利用方法（利用時間や回数など）は、個別に検討する。

□ 仮設風呂や仮設シャワーを利用できる日や使用方法について、**避難所利用者の事情に配慮した広報の例（資料集 p. 12）**を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。

□ 清掃は、避難所利用者のグループごとに当番を決めて毎日交代で行う。

保健・衛生班の業務 5	実施 時期	初動期
医療救護		展開期～

(1) 情報収集・提供

- 連絡・広報班と連携し、以下の情報を入手する。
- 入手した情報は、**避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p. 12)**を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に伝わるようにする。

<主な情報> ※市役所の対応班が確認するので、直接施設に避難所から問い合わせることは避ける。

- ・福祉避難所の受入れ状況（福祉班）
- ・救護所の設置状況や医療対応のできる避難所の状況（救護班）
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)や保健師など医療、福祉の専門家の巡回状況（救護班）
- ・近くの病院など医療機関の開業状況（救護班） など

(2) 救護室の管理・運用

- 保健室を使用したい場合は、学校関係者の許可を得ること。
- 上記が不可の場合の第一候補地は、1 階北館相談室
- 医薬品や衛生用品の種類や数を把握する。不足する場合は、食料・物資班に依頼する。
- 避難所利用者が個人で使う薬（医師から処方された薬など）は、災害派遣医療チーム(DMAT)や近隣の病院などで、医師や薬剤師に処方してもらう。個人で使う薬が足りないなどの要望があれば、必要に応じて、災害対策本部（救護班）に対し、医師や薬剤師などの派遣を要請する。

(3) けが人、体調不良の人の把握、対応

- けがをしたり、熱や咳、嘔吐や下痢などで体調を崩したりしたら、すみやかに救護室を利用するよう、**避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p. 12)**を参考に、避難所利用者全員に伝える。
- インフルエンザや感染性胃腸炎など感染症が疑われる場合は、感染拡大防止のため近隣の保健所と連携し、防災倉庫にある感染症対策用物品を使い感染予防を図りながら発症者を別室に移動させ、介護ベッドや冷暖房などの設備を整えて安静にさせる。また、すみやかに災害対策本部（救護班）に連絡し、医師などの派遣を要請する。
- 応急救護所で対応できない場合は、本人の希望を聞いて、医療対応のできる近隣の避難所や病院などへ移送する。
- 屋外支援班、要配慮者支援班と連携し、避難所以外の場所に滞在する人の健康管理の方法について検討する。

保健・衛生班の業務 6	実施 時期	展開期～
健康管理		

(1) 感染症の予防

□ 食中毒や感染症が流行しないようリーフレット集などを配布・掲示して、注意を呼びかける。

→使おう！リーフレット集

災害によるけがや病気について～応急手当をしたらすぐに受診しましょう～(p. 1)

避難所生活での健康管理について(p. 2)

かぜに注意しましょう！～早めの予防と対策が重要です～(p. 7)

トイレの後や食事の前は手洗いや手指の消毒をしましょう！(p. 8)

効果的なうがいをしましょう！(p. 9)

下痢や腹痛がおこったら(p. 10)

インフルエンザに注意しましょう～早めの予防と対策が必要です～(p. 11)

ノロウイルスによる食中毒、感染に注意しよう！(p. 12)

食中毒を予防しましょう！(p. 13)

(2) エコノミークラス症候群の予防

□ 車中泊や建物の外でテント生活している人がいたら、エコノミークラス症候群や車の排ガスによる健康被害防止のため、避難所（屋内）へ移動するよう勧める。本人の意思で車中泊を続ける場合は、リーフレット集を活用してエコノミークラス症候群などへの注意を呼びかける。

→使おう！リーフレット集

エコノミークラス症候群を予防しましょう(p. 3)

(3) 健康維持のための活動（食生活改善や口腔ケア、体操など）

□ 避難所利用者の健康維持のため、近隣の保健所などと連携し、食生活改善や口腔ケアの指導、避難所内でできる簡単な体操や運動を推奨する。また、必要に応じて体操やリハビリテーションの時間を設ける。

→使おう！リーフレット集

不活発な生活による機能低下を予防しましょう(p. 4)

腰痛の予防をしましょう！(p. 5)

(4) 避難所を運営する側の健康管理

□ 避難所利用者だけでなく、自分自身も含めた避難所の運営側も、交代制など無理の範囲で業務に従事し、食事や睡眠がしっかりとれるようにするなど、健康管理にも気を配ること。

保健・衛生班の業務 7	実施 時期	展開期～
こころのケア対策		

(1) こころのケアが必要な人の把握、注意呼びかけ

- 要配慮者支援班と連携し、**こころの健康(資料集 p. 20)**を参考に、不眠や PTSD*など、こころのケアが必要と思われる人を把握する。
- **リーフレット集**を活用して、避難所利用者に注意を呼びかける。

→使おう！ **リーフレット集**

- p. 6: よく眠れない…お困りの方はみえませんか？
- p. 15: 災害のあとの気持ちの変化
- p. 16: 災害のあとの気持ちの変化～子どもの変化～

(2) 保健師やこころのケアの専門家など派遣要請

- 必要に応じて市災害対策本部に保健師など専門家の派遣を要請するなど、適切に対処する。

(3) 避難所を運営する側のこころのケア

- 避難所利用者だけでなく、自分自身も含めた避難所の運営側も、**こころの健康(資料集 p. 21)**を参考に、必要に応じて別の人に業務を交替してもらうなど、過重な負担がかからないよう注意を呼びかける。

※ PTSD(Post Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害)

自然災害や火事、事故、暴力、犯罪による被害など、強烈な体験や強い精神的ストレスがこころのダメージとなって、時間がたっても、その経験に対して強い恐怖を感じるもので、突然怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、めまいや頭痛がある、眠れないといった症状が出てくる。誰でもつらい体験の後は眠れなくなったり食欲がなくなったりするが、それが何か月も続く場合は PTSD の可能性があるため、専門機関に相談が必要。

保健・衛生班の業務 8－1	実施 時期	初動期
ペット（ペットの受け入れ）		展開期～
（１）登録情報の確認 □ 総務班からペット台帳の写しをもらい、ペットの情報を把握する。（登録漏れがないよう注意） □ ペット台帳をもとに、避難所に受け入れたペットの状態を確認する。 □ ペットの飼い主に「ペットの飼育について（様式集 p. 16）」を手渡しして、飼い主自身が責任をもって飼育するよう徹底する。 （２）ペットの受け入れ場所の確保 □ 総務班、施設管理班と連携し、ペットの受け入れ場所を確保する。 ＜ペットの受け入れ場所＞ ・ペットは、アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受け入れ、動線が交わらないよう注意する。（施設に余裕がある場合は、ペットと飼い主がともに生活できる部屋を別に設けることも検討する。） ・ペットは必要に応じてケージに入れるなどして、犬、猫など動物の種類ごとに区分して飼育できることが望ましい。 ・ペットの受け入れ場所は、「本編 p. 13」を参照する。 （３）ペットの飼育 □ 避難所のペットの管理責任は、飼い主にあることを原則とする。 □ ペット受け入れ場所の清掃は、飼い主間で当番を決めて、交代で行う。 □ 総務班、施設管理班と連携し、避難所でのペットの飼育ルールや衛生管理方法を決定する。追加した項目は、「ペットの飼育について（様式集 p. 16）」にも記入・配布するなどして、飼い主に指導する。 （４）動物救護本部との連携 □ 連絡・広報班と連携し、県や市の動物救護本部の設置状況や、ペットの救護活動に関する情報を確認する。 □ 県や市の動物救護本部からの情報を提供する。		

保健・衛生班の業務 8－2	実施 時期	展開期～
ペット（飼い主（飼養者）の会）		

4 「飼い主（飼養者）の会」の設立・運営

□ ペットを適正に飼育管理するため、避難所に受け入れたペットの飼い主全員と、ペットを飼っていない人の代表者、避難所以外の場所に滞在する人のうちペットを飼っている人の代表者などを会員とする「飼い主（飼養者）の会」を設立する。

＜「飼い主（飼養者）の会」の主な活動＞

- ・飼い主に対し、避難所でのペット飼育のルールや衛生管理方法を指導し、ペットの適正な管理に努める。
- ・ペットを飼っていない人に対して、避難所でペットとともに生活することについて理解を求める。
- ・屋外支援班と連携し、飼い主と一緒に避難できなかったペットの情報や、避難所以外の場所に滞在する人のペットに関する情報を収集する。
- ・県や市の動物救護本部からの情報を、避難所内外のペットの飼い主に提供する。
- ・避難所でのペットの飼養について不都合が生じた場合は、会員が保健・衛生班と協議して対応する。